

ご利用ください
彦根市小規模企業者
小口簡易資金貸付制度

同制度は、小規模企業者の皆さんに、経営の安定を図るための資金を、原則無担保・無保証人で融資する制度です。
貸付限度額 1企業3口、同じ年度内の借入申込は3回を限度とし、2千万円以内（既存の保証協会の保証付融資残高との合計は2千万円を限度とします）

返済期間

▼運転資金 5年以内（うち据置6か月以内）

▼設備資金 7年以内（うち据置6か月以内）

金融機関 市内の滋賀銀行・滋賀中央信用金庫・関西アーバン銀行の各支店

担保・保証人 無担保・無保証人（信用保証協会保証付）です。ただし、法人については、信用保証協会が必要とする場合、保証人の保証または担保の提供が必要となる場合があります。

資格条件 次の①～⑨を全て満たす人
①市内に本拠を置き、市内で1年以上居住（法人の場合、1年以上の所在実績）し、県内で1年以上継続して同一



事業を営んでいること（事業所得に係る税の申告をしていることが必要）

②常時雇用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人、ただしサービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人）以下の事業をしている人または常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業としている法人

③市税を完納している人

④小規模企業者小口簡易資金を再度利用する人は、次の要件を満たしていること

▼この資金の借入残高のある人が重ねて借入を申し込む場合は、元利返済を直近1年以上延滞なく行っていること

▼前回借り入れたこの資金を県制度融資のセーフティネット資金（借換枠）または旧経営安定借換資金により借り換えた場合は、融資

高齢者のはり・きゅう・マッサージ施術費の一部助成を行っています

対象 次の全てに該当する人

▼65歳以上で市の介護保険被保険者

▼施術を開始した日の要介護状態区分が要支援1以上の

人、または介護予防・生活支援サービス事業対象者の人

▼介護保険料の滞納がない人

▼市の指定した施術所であらね週1回の施術を連続で9回受けた人

対象費用 施術に要した施術費および往診料（医療保険適用外のものに限る）

給付金額 対象費用のうち、最終の施術から遡って3回分の費用の合計額（上限額は下表のとおり）

申請方法 両介護福祉課または市の指定施術所にある申請書の表面を記入し、裏面に施術所から施術の証明を



11月は「仕事と生活の調和推進月間」です
滋賀県では、事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組むため、「仕事と生活の調和推進会議」が設置し、職場や地域での実践などに取り組んでいます。

対象費用の区分	施術1回あたりの上限額	1年度あたりの上限額
施術費	3,000円	9,000円
往診料	1,800円	5,400円

得た上で、直接窓口が郵送で申請してください。
※申請書は彦根市ホームページからダウンロードできます。
提出先・問い合わせ先 両介護福祉課（〒522-0041 平田町670 両福祉センター2階） ☎23・96600番、FAX26・17688番

環境美化の日

清掃活動にご参加ください

県では、環境保全の意識の高揚を目的として、12月1日を「環境美化の日」と定めています。「環境美化の日」にあわせて、県内各地で清掃活動が行われ、彦根市では次の日程で開催します。

日時 11月24日(土) 8:30(開会式)～11:00(受付は8:15～。小雨決行。雨天中止の場合、当日7:00に決定します。開会式終了後に清掃活動を行います)

受付場所 (株)平和堂本部(西今町) 駐車場

清掃場所 犬上川左岸の千鳥橋(国道8号)～犬上川橋(湖岸道路)、犬上川右岸の春日大橋～犬上川橋

持ち物 活動に適した服装、タオル、飲み物、雨具、軍手。回収袋などは主催者が準備します。

その他 参加者はボランティア保険に加入します。事前申込は不要。直接受付場所にお越しください。

問い合わせ先 両清掃センター ☎22-2734、FAX24-7787

実行日より1年間を経過していること
⑤金融機関から過去2年以内に取引停止処分を受けていないこと
⑥滋賀県信用保証協会を利用できる資格を有し、保証要件を満たしていること
⑦信用保証協会から代位弁済を受けていないこと
⑧市の制度融資や金融機関からの既借入金の返済について延滞がないこと
⑨暴力団、暴力団員およびそれに準ずるものでないこと
手続き方法 応接により、制度の説明などを行います。

彦根商工会議所(中央町3-8 ☎22・4551番) 枝商工会(稲部町607-1 ☎43・2201番) にご相談ください。
留意事項 申込手続き後、彦根市中小企業金融審査会で貸付の可否を審査し、その結果を申込者と信用保証協会に通知します。貸付の実行には、別途、信用保証協会の審査があります。
問い合わせ先 両地域経済振興課 ☎30・6119番、FAX24・9676番

進路相談 / 個別指導 / 発達支援 / 障害児支援
アットスクール南彦根教室
全国で人気! 楽しみながら頭脳を鍛えるトレーニング
算数・数学『パズル道場』実施中
生徒随時募集中 ☎0749-30-9905
〒522-0041 彦根市平田町924 ヴィラロンシャン101 ☎522-0041
minamihikone@at-school.jp

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。

この取り組みをきっかけに、職場でのワーク・ライフ・バランスの理解と実践を一步先へ進めていきましょう。
問い合わせ先 両商工観光労働部女性活躍推進課 ☎07-5280-3771番



国民年金保険料の免除・納付猶予をしている人への追納制度をお勧めします

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、保険料の全額または一部が免除される「申請免除制度」・「障害基礎年金受給者に対する申請免除制度」・「学生納付特例制度」があります。これらの保険料免除・納付猶予などを受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

申請免除制度、障害基礎年金受給者に対する申請免除制度、学生納付特例制度があります。これらの保険料免除・納付猶予などを受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

希望する場合、住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口か彦根年金事務所で行ってください。
申込・問い合わせ先 彦根年金事務所 国民年金課 ☎23・1114番、FAX23・9033番、両保険年金課 ☎30・6136番、FAX22・1398番

タッチパネルでかんたんに!

脳の健康チェック

もの忘れの可能性に気づくための機械(タッチパネル)で、脳の健康チェックをしてみませんか。

日時・場所

①12月5日(水) 河瀬地区公民館(森堂町)
②平成31年1月16日(水) くすのきセンター(八坂町、市立病院敷地内)

いずれも10:00～11:00、11:00～12:00(1人5分程度)

対象 40歳以上の

定員 各回10人(予約制) 費用 無料

申込・問い合わせ先 彦根市認知症HOTサポートセンター

☎30-9601、FAX26-2500(平日9:00～17:00)

※電話かFAXで①氏名②年齢③連絡先④希望する時間帯を伝えて申し込んでください。